

福岡市建築物耐震対策検討委員会 委員名簿

資料 1

部門	氏名 ^{しめい}	現職
建築 (地震工学)	神野 ^{かんの} 達夫 ^{たつお}	九州大学大学院 人間環境学研究院 都市・建築学部門 教授
建築 (交通計画・ 都市計画)	辰巳 ^{たつみ} 浩 ^{ひろし}	福岡大学 工学部社会デザイン工学科 教授
法務	南正覚 ^{みなみしょうかく} 文枝 ^{ふみえ}	福岡県弁護士会
建築 (実務)	鮎川 ^{あゆかわ} 透 ^{とおる}	公社) 福岡県建築士会
建築 (実務)	重松 ^{しげまつ} 正幸 ^{まさゆき}	一社) 日本建築構造技術者協会
県職員 (耐震)	江頭 ^{えがしら} 美紀 ^{みき}	福岡県建築指導課長
市職員 (防災)	森山 ^{もりやま} 浩一 ^{こういち}	福岡市市民局 防災・危機管理部長
市職員 (道路)	立場川 ^{たちばがわ} 哲也 ^{てつや}	福岡市道路下水道局 管理部長

福岡市建築物耐震対策検討委員会要綱

（趣旨）

第1条 福岡県西方沖地震の経験を踏まえ、また「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正による規制強化をはじめとする国や福岡県の動向及び社会情勢の変化を受け、建築物の耐震化をさらに促進し、災害に強い、安全・安心のまちづくりをめざすために、福岡市建築物耐震対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

この要綱は、検討委員会の設置及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（検討委員会の目的）

第2条 検討委員会は、次の事項について、委員から参考となる意見を収集する。

- （1）福岡市耐震改修促進計画に関すること
- （2）警固断層に着目した建築物の耐震対策に関すること
- （3）通行障害建築物の耐震化に関すること
- （4）その他住宅・建築物の耐震化に関すること

（委員）

第3条 検討委員会委員は、学識経験者及び行政機関の職員をもって構成する。

- 2 検討委員会は、委員長、委員をもって組織する。
- 3 委員数は、20名以下とする。

（委員長）

第4条 委員長は、検討委員会の議事進行及び取りまとめを行う。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

（任期）

第5条 委員の任期は、令和10年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（検討委員会の開催）

第6条 検討委員会は、福岡市住宅都市みどり局長が開催する。

- 2 検討委員会を開催するときは、あらかじめ検討委員会の名称、日時、開催の目的、公開・非公開の別、その他必要な事項を公表するものとする。

(検討委員会の公開・非公開)

第7条 検討委員会は原則として公開とする。ただし、その内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に該当する情報であるとき、または、検討委員会を公開することにより、当該検討委員会の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りではない。

(守秘義務)

第8条 委員及びその他検討委員会に出席した者は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後もまた同様とする。

(事務局)

第9条 検討委員会の事務を円滑に処理するため、事務局を福岡市住宅都市みどり局建築物安全推進課内に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、住宅都市みどり局長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月14日から施行する。

検討委員会委員

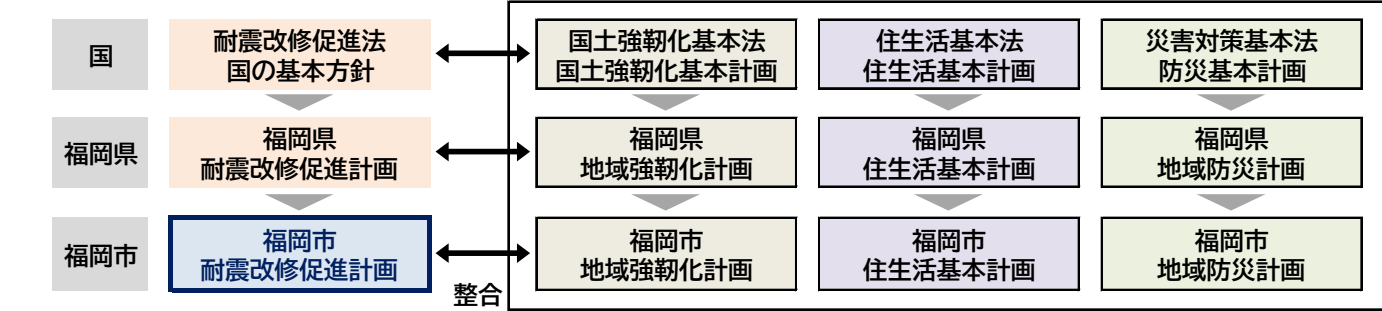
委 員 名	所 属 等	分 野
神野 達夫	九州大学大学院 人間環境学研究院 都市・建築学部門 教授	地震工学（学識）
辰巳 浩	福岡大学 工学部 社会デザイン工学科 教授	交通計画・都市計画（学識）
重松 正幸	（一社）日本建築構造技術者協会	建築構造（民間）
鮎川 透	（公社）福岡県建築士会	建築全般（民間）
南正覚 文枝	福岡県弁護士会	法務
江頭 美紀	福岡県 建築都市部 建築指導課長	行政（県耐震改修促進計画）
森山 浩一	福岡市 市民局 防災・危機管理部長	行政（防災）
立場川 哲也	福岡市 道路下水道局 管理部長	行政（道路）

1. 計画の趣旨

1) 策定の目的

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下、「国の基本方針」）」や「福岡県耐震改修促進計画」に基づき、関連計画との整合を図りながら、「福岡市耐震改修促進計画」を策定し、建築物の耐震化の目標や支援策等を定め、耐震化促進に努めること。

2) 計画の位置づけ



2. 現行の福岡市耐震改修促進計画（概要）※参考資料2及び3参照

1) 計画期間 平成 29 年度 ～ 平成 37 年度（令和 7 年度） ※令和 7 年度に令和 9 年度まで延長

2) 想定地震 警固断層帯南東部（発生確率：0.3～6％、地震の規模：M7.2）

3) 耐震化の目標（耐震化率）

		現状値(H27)	中間目標(R2 末)	目標(R7→R9)
目標	住 宅	87%	95%	おおむね解消
	多数の者が利用する特定建築物	89%	95%	おおむね解消

4) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 〈基本的な取り組み方針〉
- 建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し取り組むことが不可欠
 - 福岡市は所有者等の取り組みをできる限り支援する
 - ・所有者等の負担軽減のための制度の構築、耐震診断や耐震改修を行いやすい環境の整備 など
- 〈具体の施策〉
- 所有者の負担軽減（各種補助制度）
 - 安心して耐震改修を行うための環境整備（相談体制の整備や福岡市耐震推進協議会の設置など）
 - 建築物の総合的な安全対策（ブロック塀の安全対策や窓ガラスの飛散対策など）

5) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 出前講座の実施や耐震セミナーの開催など
- 揺れやすさマップの活用による普及啓発、リフォームに合わせた耐震改修の誘導および融資制度等に関する情報提供など

6) 警固断層に着目した建築物の耐震対策（条例）※参考資料4 参照

- 高さ20mを超える建築物の新築・改築時に、大地震時における設計地震力を上乘せ（1.25倍）することを努力義務とする区域の設定（警固断層南東部直上や震度6強以上が大半の区域など）

3. 現行の福岡市耐震改修促進計画（振り返り）

〈各種事業のこれまでの実施状況一覧〉

項目	具体の事業等	これまでの実施状況
所有者等の負担軽減のための制度の概要	耐震診断アドバイザー派遣（県実施） 福岡市耐震推進協議会	2,121戸
	（1）木造戸建住宅にかかる耐震診断、耐震改修の支援	木造戸建住宅耐震改修工事費補助事業 1,072戸
		木造戸建住宅耐震建替費補助事業 113戸
		耐震シェルター、防災ベッドの設置補助 1件
	（2）共同住宅にかかる耐震診断、耐震改修の支援	共同住宅耐震診断費補助事業〈簡易診断〉 555戸・21件
		共同住宅耐震診断費補助事業〈詳細診断〉 4,635戸・85件
		共同住宅耐震設計費補助 3件
		共同住宅耐震改修工事費等補助事業 668戸・5件
	（3）特定建築物（病院）にかかる耐震診断の支援	特定建築物耐震診断費補助事業（病院） 4件
	（4）大規模な特定建築物にかかる耐震改修の支援	耐震診断費補助事業（要緊急） 23件
		耐震改修工事費補助事業（要緊急） 7件
	（5）危険なブロック塀等の除却にかかる支援	ブロック塀等除却費補助事業 746件
安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	（1）相談体制の整備の概要	市役所に相談窓口を設置
	（2）出前講座の実施	出前講座の実施 259回
	（3）市民向け耐震セミナーの開催	耐震セミナーの実施 －
	（4）福岡市耐震推進協議会の設置	工務店等による協議会を設置（H19～） －
地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	（1）建築物の総合的な安全対策	建築物防災週間などに指導を実施 ※福岡県と連携 －
	（2）ブロック塀の安全対策	ブロック塀等除却費補助事業【再掲】 746件

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

項目	これまでの実施状況
揺れやすさマップの活用による普及啓発	揺れやすさマップの作成・配布
相談体制の整備・情報提供の充実	市役所に相談窓口を設置【再掲】、市ホームページで情報提供
出前講座、講習会の開催等	出前講座の実施【再掲】、耐震セミナーの実施【再掲】
関係団体との協力・連携	福岡県住宅・建築物耐震化連絡協議会などとの連携
リフォームにあわせた耐震改修の誘導	市HP、各区での案内
耐震改修工事に対する融資制度等に関する情報提供	市HP、出前講座、耐震セミナー
自治協議会等との連携	チラシ配架など

耐震改修促進法による指導等に関する事項

項目	これまでの実施状況
耐震改修促進法による指導及び助言	特定既存耐震不適格建築物や要緊急安全確認大規模建築物の所有者への文書の送付やヒアリングなど
耐震改修促進法による指示	－

警固断層に着目した建築物の耐震対策（条例）

項目	これまでの実施状況
警固断層に着目した建築物の耐震対策（条例）	適用率 約24％（146棟/609棟）

1. 本市の耐震化の現状 ※参考資料5 参照

- 〈住宅全体の耐震化率は約 96%〉
- 令和 5 年住宅・土地統計調査結果から推計すると、住宅全体の耐震化率は 95.8% で、前回調査（平成 25 年）から 9.1 ポイント向上しているが、耐震性が不十分な住宅の概ね解消には至っていない。
- 〈要緊急安全確認大規模建築物は残り 8 棟〉
- 要緊急安全確認大規模建築物 207 件（公共、民間含む）のうち、耐震診断結果から耐震性が不十分であった 43 件中、8 件（全て民間）が未改善。
 - ※未改善 8 件のうち工事中 3 件（令和 8 年 3 月）

2. 耐震化を取り巻く社会動向

1) 国土交通省：建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針 一部改正（令和 7 年 7 月）

- 〈概要〉
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標の設定や、耐震化の促進を図るための施策の方針、相談体制の整備等の啓発・知識の普及方針、耐震診断・耐震改修の方法（指針）、ブロック塀等の安全対策などについて示したもの。
 - 耐震化に関する目標年度を迎えて見直しが必要となったことや耐震化の現状、近年の情勢等を踏まえ、住宅・建築物の耐震化に関する目標を見直すとともに、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項や建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項等の追加等が行われた。

〈耐震化の目標の見直し〉

住宅に関する目標 ※R5 全国平均: 約 90%

R12 年までに耐震性が不十分なものを概ね解消

→

R17 年までに耐震性が不十分なものを概ね解消

建築物に関する目標 ※R6 全国: 要緊急 残り 712 件

耐震診断義務付け対象建築物について R7 年までに耐震性が不十分なものを概ね解消

→

要緊急安全確認大規模建築物について R12 年までに耐震性が不十分なものを概ね解消

- 〈住宅に関する新たな取組〉
- 地方公共団体は、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン（リ・バース 60）等の耐震改修に関する融資制度の普及に努めること。
 - 地方公共団体は、省エネ改修やバリアフリー改修の機会を捉えた耐震改修、段階的な耐震改修の実施等に関する取組を行うことも考えられること。
 - 地方公共団体及び関係団体は、新耐震基準のうち 2000 年以前に建築された木造住宅について、耐震性能検証の実施に努めるよう促すこと。

- 〈建築物に関する新たな取組〉
- 地方公共団体による、耐震改修の有効性の啓発及び普及や、要安全確認計画記載建築物のうち緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化の状況を記載した地図（避難路沿道耐震化状況マップ）の作成及び活用の普及を図ること。

2) 福岡県：福岡県建築物耐震改修促進計画の改定（令和 8 年 4 月）

- 〈計画期間〉令和 8 年度～令和 17 年度
- 〈耐震化の目標の見直し〉
- 住宅に関する目標 ※R5 県平均: 91.9%
- R7 年度末までに耐震化率を 95%

→

R17 年度末までに耐震性が不十分なものを概ね解消
- 建築物に関する目標 ※R7 県: 要緊急 耐震化率 95.9%
- 特定建築物について R7 年度末までに耐震性が不十分なものを概ね解消

→

要緊急安全確認大規模建築物について R12 年度末までに耐震性が不十分なものを概ね解消
- 〈新たな取組〉
- 市町村と連携し実施している耐震性のない住宅の除却費補助の周知を行い、建替えを促進
 - 空き家対策と連携を図り、耐震性のない空き家の除却を促進
 - 新耐震基準のうち 2000 年以前の木造住宅について、耐震性能検証の周知と促進
 - 耐震化の進んでいない地域等での重点的な情報提供
 - 緊急輸送道路の強化に向けた関係機関との連携
 - 防災拠点への補助制度の活用 など

3) 国土交通省（国土技術政策総合研究所）、国立研究開発法人建築研究所：令和 6 年能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会 最終とりまとめ（令和 7 年 12 月）

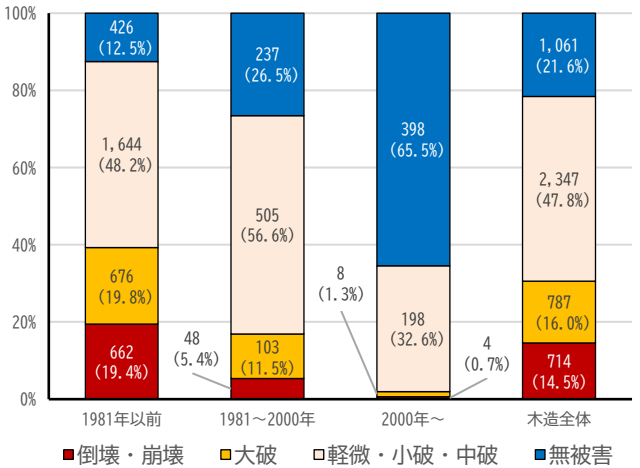
- 〈委員会設置の目的〉
- 令和 6 年能登半島地震における建築物の構造被害について、調査結果や関連データ等を幅広く収集・整理し、専門的、実務的知見を活かして原因分析を行うとともに、分析を踏まえた対策の方向性を検討することを目的としている。

〈調査結果を踏まえた総括〉

- 旧耐震基準の木造建築物は、過去の震災と同様に、新耐震基準導入以降の木造建築物と比較して倒壊率が高い。
- ⇒新耐震基準は旧耐震基準と比較して、今回の地震に対する倒壊、崩壊の防止に有効であったと認められる。
- ※倒壊率 旧耐震基準：19.4% 新耐震基準：0.7～5.4%

○新耐震基準導入以降の木造建築物では、接合部の仕様等が明確化された 2000 年以降の倒壊率が低い。

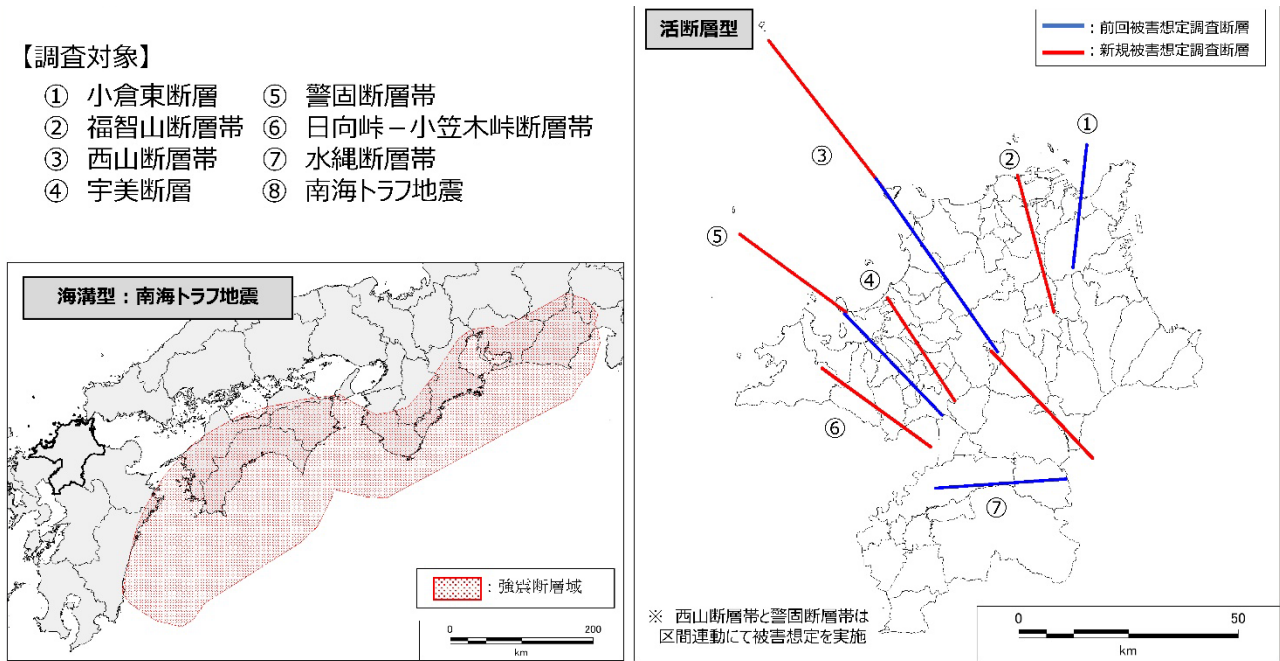
○耐震改修を実施した木造建築物、鉄筋コンクリート造等建築物及び鉄筋コンクリート造架構で屋根が鉄骨造の建築物においては倒壊・崩壊の被害は確認されず、耐震改修の有効性が確認された。



- 〈対策の方向性〉
- 旧耐震基準の建築物について、耐震化の一層の促進を図る。
 - 地震地域係数が 1.0 未満の地域において大きな地震動が頻発している状況や、当該地域における地震動による建築物の被害の状況の検証、最低限の基準を定める建築基準法の趣旨等を踏まえながら、地震地域係数を用いた基準のあり方について検討を行う。
 - 新耐震基準の木造建築物について、2000 年に明確化された仕様等に適合しないものがあることに留意し、新耐震基準導入以降の木造住宅を対象とした効率的な耐震診断方法の周知普及を図る。

耐震化を取り巻く社会動向および本市の耐震化の現状と課題

4) 福岡県：地震に関する防災アセスメント調査の結果公表（令和7年9月） ※参考資料6参照
前回調査から10年経過し、福岡県が県内7つの活断層と南海トラフについて、国が南海トラフの調査で
使用した最新の調査方法により、最大規模の被害を想定した調査を実施。



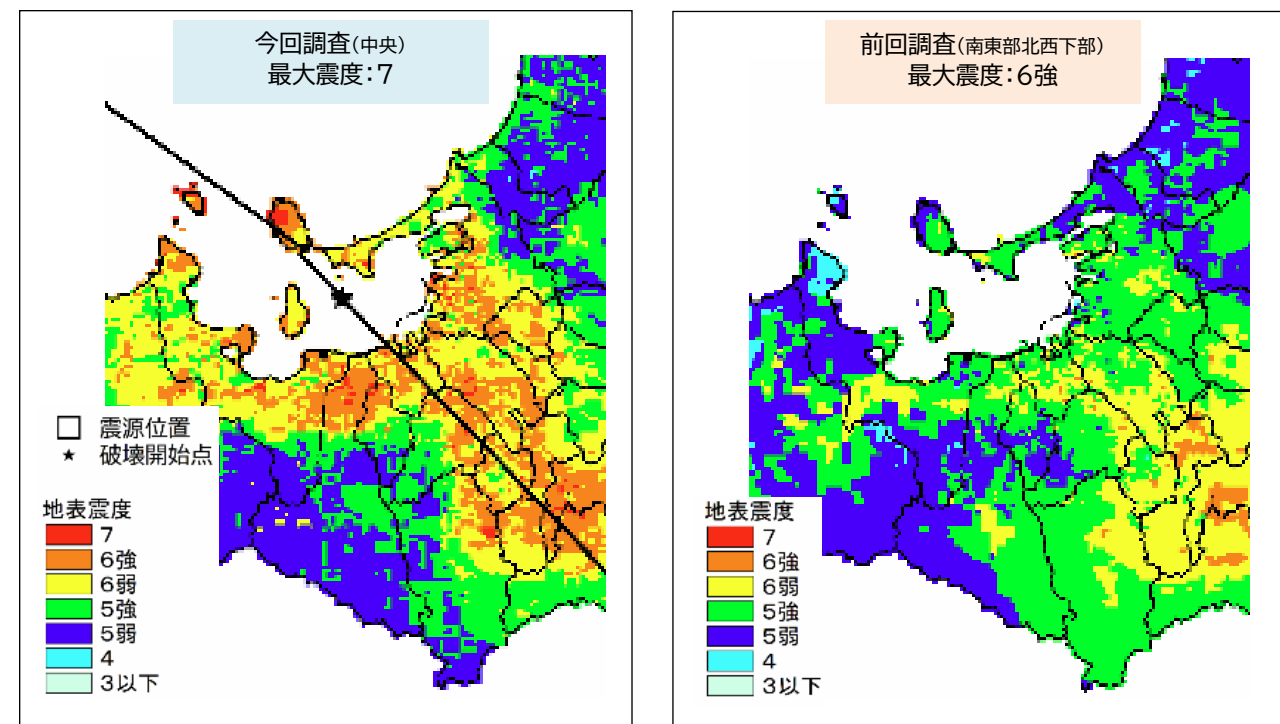
〈市内で最大震度7の活断層は4つ〉

○県内7つの活断層のうち、「西山断層帯」「宇美断層」「警固断層帯」「日向峠－小笠木峠断層帯」の4つの
活断層は市内で最大震度7と想定されている。

〈被害想定は大きく増加〉※前回調査（平成23年度）との比較

○警固断層帯については、北西部と南東部が連動することも想定
○震度の増加に伴う被害範囲等の拡大により、警固断層帯については前回調査と比較して、**被害想定が大幅に増加（建物被害は約3倍、死者数は約2倍、避難者数は約9倍）**

■警固断層帯の比較（左：警固断層帯連動 右：警固断層帯南東部）

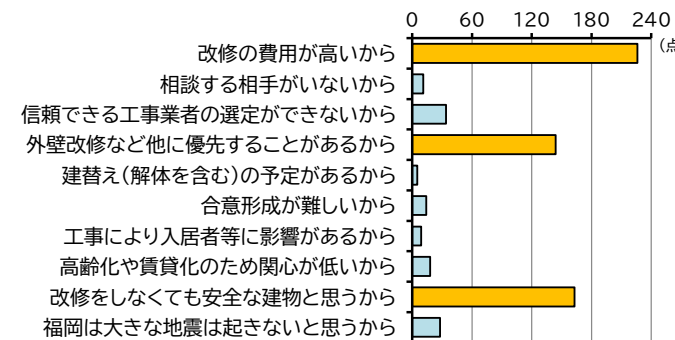


3. 本市における耐震化に向けた課題

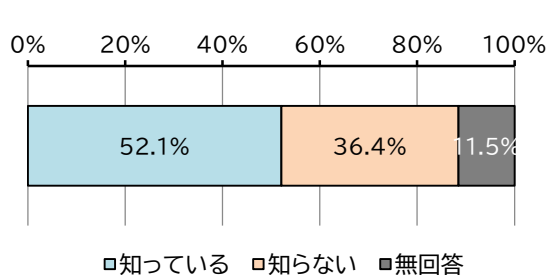
1) 所有者に関する課題

- 耐震診断や耐震改修の必要性について、住宅・建築物所有者の理解が十分ではない。
- 耐震改修には多額の費用を要することから、特に高齢者世帯などにおいては改修費用の負担が大きく、耐震化が進みにくい状況がみられる。
- 市民に耐震化にかかる支援策、耐震改修補助制度等が十分に認知されていない。

■耐震改修を実施しない理由（上位3つまで）【複数回答】



■「共同住宅の耐震診断費補助事業」の認知度

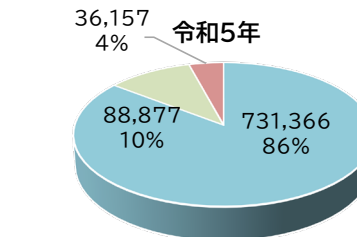


資料：R5年度共同住宅（分譲）アンケート調査（福岡市）

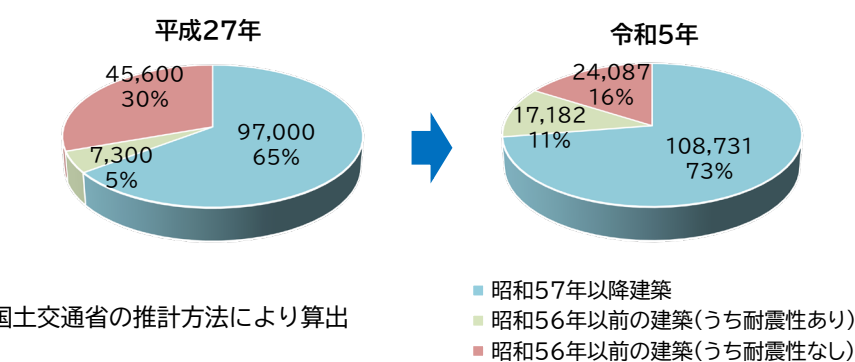
2) 住宅に関する課題

- 市民の生活の基盤である住宅全体の耐震化率は約96%で着実に進んでいるが、本市の目標である「耐震性が不十分なものを概ね解消」に達していない。
- 一定程度、耐震化が進んでいる一方で、未改修の状態が継続している建築物については、所有者の意識変容が進まず、耐震改修につながりにくい状況が続いていると思われる。

■住宅全体の耐震化率



■木造戸建住宅の耐震化率の推移



3) 建築物等に関する課題

- 住宅以外の建築物等に対する支援が必要。
- 社会福祉施設等の耐震改修への支援は、県や市の所管部署が補助事業を実施しているが、耐震診断への支援がない。
※令和8年度より先行して耐震診断費補助制度の補助対象を拡大、ブロック塀等の除却費補助の補助率や補助上限額を拡充。
- 県アセスにおける被害想定の見直しを踏まえ、関連部局と連携を図りながら、防災力の強化に取り組む必要がある。

1) 検討の進め方

福岡市地域防災計画については、現在検討中の改定において、県アセスを踏まえた地震対策を反映させる方針であり、本計画も整合を図っていくこととし、耐震化の目標及びその実現に向けて、従来の取り組みに加え、新たな施策等を定め、耐震化の促進に努める。

2) スケジュール

年度	令和7年度	令和8年度			令和9年度
関連計画	住生活基本計画 改定	地域防災計画 改定 地域強靱化計画 改定			
検討委員会		STEP1 ・振り返り ・課題整理等	STEP2 ・体系的整理 ・方向性	STEP3 ・骨子案	STEP4 ・原案
				パブリックコメント	STEP5 ・計画改定案
					計画改定

